

【条例の名称及び前文について】

	主な議論・意見概要
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会</p> <p>（公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）</p>	<p>【条例の名称について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に分かりやすく、親しみやすい条例にしていく必要がある。 ・ 難しい言葉ではなく分かりやすい、また、みんなでまちづくりをしていくという意味を込めて、「みんなのまち」を題名とする。 ・ 寝屋川市のまちづくりの基本原則となる条例であるという位置付けを明確にしておくため、条例の題名を「寝屋川市みんなのまち基本条例」とする。 <p>【前文について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ、今、自治基本条例が必要になったのかを条文に規定する必要があるのではないか。条例制定時の背景を将来に伝えていくために、経緯を前文に入れるべきではないか。 ・ 4つのポイントとして、 「①社会情勢（社会環境の変化、寝屋川市の地域環境、課題）」 「②基本理念（市民自治、協働によるまちづくり）」 「③人権尊重のまちづくり、環境に配慮したまちづくり」 「④寝屋川市のシンボル（歴史・文化、人と人とのつながりではぐくまれてきた地域、まちを流れる寝屋川）」 は大事である。（前文に私たちの思いを全て込めている。） ・ 将来まで、この前文がいきる表現にし、現状を踏まえて、将来を見据えてやっているという決意が出るような前文でなければならない。
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議</p> <p>（部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）</p>	<p>【条例の名称について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会での議論、意見等を反映する。 <p>【前文について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前文は、時代が変わると陳腐化するおそれがあるため、普遍的な内容が良い。 ・ 前文は、コンパクトにまとめた方が良い。 ・ 前文には、社会環境の変化、協働によるまちづくり、人権尊重のまちづくり、環境に配慮したまちづくり等について規定することが大事である。 ・ 本条例を制定したときの状況、時代背景が後々まで分かるように、歴史的背景を記載した方が良いのではないか。



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市における自治の基本理念や市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務など「自治の基本ルール」を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」を制定。 ・ 条例の趣旨を明確にするため、市の特徴、条例制定の背景、目指すべきまちづくりの方向、条例制定の決意等について、具体的な条文の前に前文を明記。
------	--

【第1条（目的）について】

	主な議論・意見概要
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会</p> <p>(公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)</p>	<p>【条例の目的について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 暮らしやすい地域社会、居心地のいい地域社会の基本となるのは、身近な市民どうしのつながりや地域におけるつながりであると考え。そのつながりを基本として、自分たちのことを自分たちで決めて、それぞれの特色をいかした役割を担っていくこと、つまり、「市民自治」が、これからのまちづくりの原則となると考える。 寝屋川市でめざすまちづくりの姿とは、「市民自治」「市民参画によるまちづくり」「協働によるまちづくり」であり、市民と行政などが共に考え、行動し、信頼関係を深めながら、暮らしやすいまちを実現するための根本原則・基本原則として、本条例を定めるものである。 協働を一層推進するため、自治体としての基本的な理念と原則を明らかにし、まちづくりのルールを決めることが必要である。
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議</p> <p>(部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)</p>	<p>【条例の目的について】</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなのまちとは、どんなまちであるか。それは「みんなに誇れる住みよいまち」である。 本条例の目的と総合計画におけるまちづくりの基本目標との整合を図り規定すべきである。



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第1条に本条例の目的を規定。
------	------------------

【第2条（定義）について】

	主な議論・意見概要
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会</p> <p>（公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）</p>	<p>【「市民」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 寝屋川市に住み、働き、学び活動する全ての人・団体であるとする。地方自治法上の住民とは違う（企業、事業者、NPOなど）。通過市民（観光に来る人、買い物に来る人など。）はどう扱うのか。基本条例の中では市民というのは非常に幅広く持たせたものに整理し直さないといけないのではないか。 まちづくりには多くの市民の関わりが必要である。 <p>【「議会」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の信託に基づいて設置されている議会は、市民の意見が反映される、市民に身近な存在であるべきである。 議会や議員の活動を市民が知ることができる仕組みが必要である。 <p>【「行政」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は法律の枠組みの中で最低限のことだけを担い、そのほかは、協働で行うべきではないか。 行政運営においては、協働を推進し、市民の主体性を引き出しながら市民生活をサポートすることが必要である。 <p>【「まちづくり」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> これからのまちづくりは、市民が主役であり、市民相互のつながりや地域のつながりが基本である。 寝屋川市だけにとらわれず、他市・他府県・他国のことも視野に入れ、グローバルな視点でまちづくりを考えるべきである。 <p>【「市民活動」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会などの地域活動団体やNPOなどのテーマ型活動団体、また、サークル活動や趣味の集まりなど、あらゆる活動を市民活動と考える。幅広く活動を捉える意味から、「市民公益活動」ではなく「市民活動」を使う。 コミュニティ活動を充実させるために、それぞれの団体・活動の果たすべき役割を検証して、特性や特徴をいかした役割分担を行うとともに、情報交換や地域資源の相互提供など、ゆるやかな連携を図ることが必要である。 <p>【「参画」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民がまちづくりに関して、意見を述べ、政策の立案や実施に主体的に関わること。 政策立案・実施・評価など市政の様々な場面に市民が幅広く取り組むこと。 <p>【「協働」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分たちのことは自分たちでやる。（行政は補完） 協働は役割分担。市民にも権限・財源を配分できないか。 <p>【「熟議」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理想として、努力を重ねて合意をすることが必要だが、結果としての合意よりも、どれだけ議論を重ねたのか、あるいはどこまで合意ができていて、どの部分がお互いに合意に至っていないのか理解することが大事である。 まちづくりの進め方の根本原則に熟議を据えて大丈夫か。お互いに理解、納得することになったときに、それに縛られて動けなくなることはないか。

(仮称) 寝屋川市みんなのまち条例推進会議

部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議

【「市民」について】

- ・ 市民の定義の中に事業者を入れるのはどうか。事業者とすると色々な団体が含まれ、営利目的の事業者と市民を同列に扱うのはいかなものか。
- ・ 社会参加には様々な企業参加がある。企業も企業市民として地域のまちづくりの中に参加してもらうことは非常に大切である。

【「議会」について】

- ・ 議会は、市民の代表として、議決権、調査権、検査権などの権限を十分に活用し、「意思決定する議会」、「監視する議会」、「意見表明する議会」として、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、国等に対する意見表明などを行う。
- ・ 多様な市民意見や市のおかれている状況等をもとに十分な議論を行い、適切に市民の意見を反映させ、市の将来を見据えた的確な結論を出す。協働のまちづくりに向けた、「協働する議会」が必要である。

【「行政」について】

- ・ 「執行機関等」とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいう。市の代表者である市長と、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する6つの行政委員会及び委員、水道事業管理者を指す。
- ・ 市長及び地方自治法第180条の5に列記されている執行機関に、独立した権限を有する公営企業管理者を加えたものであり、一般に「行政」といわれる全てを網羅したものの。

【「まちづくり」について】

- ・ 市民相互の信頼・協働関係がまちづくりの基本である。
- ・ 「市民一人一人が暮らしやすいまちの実現をめざして形成する様々なつながりや、その活動」である市民活動が、まちづくりに重要な役割を果たしていることを認識し、尊重するとともに、守り、育てていくよう努める。
- ・ 寝屋川市でめざすまちづくりの姿とは、「市民自治」「市民参画によるまちづくり」「協働によるまちづくり」である。

【「市民活動」について】

- ・ 市民が暮らしやすいまちの実現をめざして形成する様々なつながり及びその活動をいう。
- ・ 自治会や隣組などの地縁型の市民活動や、ボランティアやNPOなどのテーマ型の市民活動など、また、何人かの市民が集まった趣味のグループなどのつながりや活動をすべて、市民活動として捉え、地域の課題解決を図り、親睦を深めるなど、まちづくりに重要な役割を果たしていると考ええる。

【「参画」について】

- ・ 審議会やワークショップの委員としてまちづくりに関して意見を述べる等、政策立案・実施・評価など市政の様々な場面に市民が主体的に取り組むことをいう。
- ・ 参画の手法は多種多様であり、個々の施策・事業及びその段階に応じ適切な手法を活用する必要がある。(政策の企画立案等のためのワークショップ、政策決定等のための審議会等への参画や、パブリック・コメントなど。)

【「協働」について】

- ・ 市民、行政、地域づくりに関わる様々な主体が、共通の目的を達成するために、対等

	<p>な立場で協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりやこれまで主に行政が担ってきた公共的な活動を、これからは市民も行政と共に担っていくという考えをいう。 <p>【「熟議」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「熟議」という言葉は意味が分かりにくく、条文の理解を困難にする可能性があるため、小学校高学年にも分かる言葉を使うべきである。 ・ 条例に「熟議」という表現を直接的に規定するよりも、より一般的な表現として記載する方が良いのではないか。
--	--



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条文第 2 条に「市民」「議会」「行政」「まちづくり」「市民活動」「参画」「協働」の定義を規定。 ・ 「熟議」については、条文に文言として記載はしないが、十分に対話、議論するという趣旨を踏まえ、より普遍的な表現として、条文の前文に「十分な対話のもと」という文言を記載。
------	---

【第3条（基本理念）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【条例の基本理念について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ これからのまちづくりは、市民が主役であり、市民相互のつながりや地域のつながりが基本である。 ・ 先人の残してくれた貴重な歴史・文化を引継ぎ守りながら寝屋川市らしさを発展させ、歴史と伝統をいかした文化の薫るまちづくりに取り組むべきである。 ・ 本条例は、市民のための、市民の幸せのための条例となるべきである。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【条例の基本理念について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、自分たちの代表である市議会議員や市長を選挙で選ぶだけでなく、市政に主体的に関わり、参画を基礎としてまちづくりを進めていくものとし、執行機関はその権利を保障しなければならない。 ・ まちづくりの主役は市民であり、協働をうたう形とするのがよいのではないか。



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第3条に本条文の基本理念を規定。
------	--------------------

【第4条（市民相互の協働）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【市民相互の協働について】 <ul style="list-style-type: none"> 暮らしやすい地域社会をつくっていくためには、市民相互のつながりの中で、それぞれの関わり方に応じて、市民が主体的な活動を行っていくことが大切であり、地域のことを地域で自律して行うためには、人のつながりや地域の交流をより強くすることが必要である。 多様な市民、そして多様な価値観が存在している中では、その多様性やそれぞれの立場や役割を認め合い、市民間で交流していくための「交流の場」や、議論できる「対話の場」が必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【市民相互の協働について】 <ul style="list-style-type: none"> 市民は、お互いの存在や価値観を認め合うことが重要である。市民自身が自治の主体、まちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動には責任を持ってまちづくりに関わることを規定する。 市民活動が、まちづくりに重要な役割を果たしていることを認識し、尊重するとともに、守り、育てていくよう努めるものとする。 市民活動には、自治会などの地縁型の市民活動や、NPOなどのテーマ型の市民活動などがあり、それらは地域の課題解決を図り、地域の親睦を深めるなどして、地域社会で重要な役割を担っている。



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第2章協働に第4条（市民相互の協働）を規定。
------	--------------------------

【第5条（市民と行政の協働）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【市民と行政の協働について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政は対等な立場。一番大事なのは、対等な立場でお互いの分野で力を出し合っ て一つのものをつくり上げていくことではないか。 ・ 協働については、少子高齢化や様々なサービスが必要になってきたという時代背景 や、寝屋川市として「なぜ協働が必要か」を明らかにしつつ、多様な価値観を認め合い、 自分たちのことは自分たちで担うという前提を確認することが必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【市民と行政の協働について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政の役割を明確にし、お互いに何をどこまでできるのか、どういった協働が できるのか、前向きに考えていく必要がある。 ・ これまで主に執行機関等が担ってきた公共的な活動やサービスを、これからは市民と 執行機関等が協力して担うことで、身近な地域はもちろんのこと、寝屋川市全体をより 豊かにしていく「協働」のまちづくりが注目される。

[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]



最終結論	条文第2章協働に第5条（市民と行政の協働）を規定。
------	---------------------------

【第6条（安全・安心の向上）】（平成24年度の検証により追加された条文）

	主な議論・意見概要
平成24年度 寝屋川市みんなのまち基本 条例検証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では、現在、地域防災計画の改訂に取り組んでおり、それに基づきハザードマップを作成、全戸配布を予定するなど、より一層防災力の強化を図っているところである。市の今後の安全・安心のまちづくりを進めていく上で、減災は最も重要なことである。 ・ 本市では、現在、安全・安心を担保する地域防災計画が改訂途中だが、災害は発生が予測できないため、安全・安心のまちづくりの重要性は今後も高いことから、安全・安心の向上に係る条文は追加した方が良い。 ・ 大規模災害が発生した際には、行政が直接的に全ての人に対して公助を行うことは難しいことから、まずは自助が最も大事で、その次は共助であるということを、過去の経験や被災者の意見などで拝聴している。そういった点を踏まえるべきである。 ・ 東日本大震災や平成24年8月14日の短時間豪雨の経験から、災害等から生命・財産を守る安全・安心の重要性が改めて認識されるようになっている。 ・ 東海、東南海、南海地震などの大規模地震が高い確率で発生することが予想されており、市民及び行政の双方が安全・安心の向上に取り組む旨の規定が必要である。



[パブリック・コメント手続]

[平成25年3月市議会定例会]

最終結論	第2章協働の第5条（市民との協働）の次に第6条（安全・安心の向上）として条文を追加する。
------	--